

○ 申請書の編纂について

申請書は以下の順で編纂いただくようお願いします。

書類の名称		新規申請		更新申請
		法人	個人	
(1)	申請書第1面	●	●	●
(2)	申請書第2面	●	●	●
(3)	申請書第3面	●	●	●
(4)	手数料証紙（証紙は県で貼付します。）	●	●	●
(5)	定款の写し	●	-	●
(6)	法人登記事項全部証明書	●	-	●
(7)	住民票（本籍地（外国人の場合は国籍等）記載のもの）	●	●	●
(8)	登記されていないことの証明書	●	●	●
(9)	法人登記事項全部証明書（大口株主のうち法人であるもの）	●	-	●
(10)	当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類	●	●	●
(11)	添付書類第1面	●	●	省略可 ^{※3}
(12)	添付書類第2面	●	●	省略可 ^{※3}
(13)	事務所平面図	●	●	省略可
(14)	事務所付近図	●	●	省略可
(15)	事業場平面図	●	●	省略可
(16)	事業場付近図	●	●	省略可
(17)	事業場に係る登記事項証明書	●	●	省略可
(18)	事業場に係る使用承諾書、または賃貸契約書など	※2		省略可
(19)	添付書類第3面	※1		省略可 ^{※3}
(20)	積替え保管行為説明書	※1		省略可
(21)	事前選別に関する説明書	※1		省略可
(22)	積替保管場所平面図	※1		省略可
(23)	積替保管場所付近図	※1		省略可
(24)	積替保管場所に係る登記事項証明書	※1		省略可
(25)	積替保管場所に係る使用承諾書、または賃貸契約書など	※1※2		省略可
(26)	添付書類第4面	●	●	省略可 ^{※3}
(27)	添付書類第5面	●	●	省略可 ^{※3}
(28)	添付書類第6面	●	●	省略可
(29)	車検証の写し（または船籍証明書の写し）	●	●	●
(30)	車両に係る使用承諾書（または船舶に係る傭船契約書など）	※2		省略可
(31)	添付書類第7面	●	●	省略可
(32)	添付書類第8面	●	●	●
(33)	添付書類第9面	-	●	●
(34)	貸借対照表	●	-	●
(35)	損益計算書	●	-	●
(36)	株主資本等変動計算書	●	-	●
(37)	個別注記表	●	-	●
(38)	預貯金等残高証明書	-	●	●
(39)	確定申告書の写し	●	●	●
(40)	納税証明書	●	●	●
(41)	添付書類第10面	●	●	●

※1・・・積替え保管行為がある場合のみ

※2・・・申請者が所有権を有しない場合のみ

※3・・・平成29年10月1日以降、初めて更新申請する際には新様式で提出してください

省略可・・・内容に変更のない場合に限り、省略可能

網掛け・・・法定様式を示す

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請 必要書類一覧表

書類の種類		新規	更新	変更	備考
申請書	第1面	○	○	○	
	第2面	○	○	○	
	第3面	○	○	○	
添付書類	第1面	○	●	○	
	第2面	○	●	●	
	第3面 ※	○	●	●	※積替え保管を行わない場合は不要
	第4面	○	●	●	
	第5面	○	●	●	
	第6面	○※	×	×	※車両表示案を要提出
	第7面	○	×※	×※	※追加容器がある場合は要提出
	第8面	○	○	○	
	第9面 ※	○	○	○	※法人事業者は不要
	第10面	○	○	○	
事務所	平面図 ※	○	×	×	※間取りが分かる図面が必要
	付近図	○	×	×	
事業場	平面図	○	×	×	
	付近図	○	×	×	
	土地・建物登記事項証明書	○	△※	△※	※所有者が変わった場合は要提出
	使用承諾書 ※	○	△	△	※自己所有の場合は不要
運搬車両	車検証の写し	○	○	○	
	使用承諾書 ※	○	△	△	※自己所有の場合は不要
運搬船	船舶検査証の写し	○	○	○	
	船舶国籍証書の写し	○	○	○	
	傭船契約書の写し ※	○	○	○	※自己所有の場合は不要

共通	住民票	○	○	○	※本籍地が記載されているもの
	登記されていないことの証明書	○	○	○	
	技術的能力を証明する書類	○	○	○	
法人	定款	○	○	○	
	履歴事項全部証明書 (登記簿謄本)	○	○	○	※申請者分
		○	○	○	※法人が株主の場合は要提出
	決算書(貸借対照表)	○	○	○	※直前3年間分
	決算書(損益計算書)	○	○	○	
	決算書(株主資本変動計算書)	○	○	○	
	決算書(個別注記表)	○	○	○	
	確定(修正)申告書(法人税)	○	○	○	
納税証明書(法人税)	○	○	○		
個人	預貯金等残高証明書	○	○	○	※直前3年間分
	確定(修正)申告書(所得税)	○	○	○	
	納税証明書(所得税)	○	○	○	

事業の範囲に積替え・保管行為を含む場合

書類の種類	新規	更新	変更	備考
積替え保管行為説明書	○	△	△	
事前選別に関する説明書 ※	○	△	△	※事前選別しない場合は不要
平面図	○	△※	△※	※更新・変更許可申請時は基本的に省略可ですが、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の積替え保管を行うにあたって変更がある場合は、要提出
付近図	○	△※	△※	
構造図	○	△※	△※	
土地・建物登記事項証明書	○	△	△	
使用承諾書	○	△	△	

事業の範囲にPCB廃棄物を含む場合

運搬容器	構造図	○	○	○※	
	写真	○	○	○※	
運行管理システム	概要書	○	○	○※	
	通信機器の写真	○	○	○※	
	車載状態の写真	○	○	○※	
運搬作業体制表		○	○	○※	
応急措置設備・器具	リスト	○	○	○※	
	写真	○	○	○※	
	車載状態の写真	○	○	○※	
緊急時対応マニュアル		○	○	○※	
緊急連絡網		○	○	○※	
PCB廃棄物収集運搬作業従事者講習会の修了証（写し）		○	○	○※	安全管理責任者分
		○	○	○※	収集・運搬従事者分
安全管理責任者による教育に関する実施状況報告書		○	○	○※	

○…要提出、△…変更がある場合は要提出、×…省略可

●について

平成29年10月1日より、産業廃棄物収集運搬業許可申請書及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書（新規許可・更新許可・事業範囲変更許可）を統一するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則において新様式が定められました。

このため、変更がなければ省略可能としている書類ですが、新たに追加された項目等がありますので、平成29年10月1日以降、初めて更新申請又は事業範囲変更申請する際には新様式での提出をお願いします。

★提出部数

原則として、正本1部、副本2部（保健所控え1部、申請者控え1部）とします。

※長崎市内、佐世保市内または県外に事業場を有する申請者が廃棄物対策課に直接申請する場合、保健所控えは不要とします（正本1部、副本1部）。

※複数の保健所の管轄区域内に事業場を有する場合は提出部数が異なりますので、廃棄物対策または最寄りの保健所へ事前にご確認ください。

★長崎市・佐世保市の積替え保管の許可を有している場合

申請書第1面の長崎市・佐世保市における積替え保管の「有」に○を付し、当該許可証の写しを添付してください。なお、県における積替え保管許可ではありませんので、添付書類第1面、第3面及び第5面の積替え保管に関する記載並びに添付書類の提出は不要です。

★先行許可証を提出する場合

○先行許可証として提出する許可証について、以下の要件を満たす必要があります。

- 産業廃棄物収集運搬業許可証の記載事項 6 項目目の「規則第 9 条の 2 第 6 項（特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合は、規則第 10 条の 1 2 第 2 項）の規定による許可証の提出の有無」が「無」であること。
- 当該許可の日から 5 年を経過していないこと。（更新申請中のみなし許可にある許可証は、原則、期限切れとみなします。）

○添付が省略できる書類

＜申請者が個人の場合＞

- 添付書類第 10 面
- 住民票
- 登記されていないことの証明書

＜申請者が法人の場合＞

- 添付書類第 10 面
- 役員、大口株主及び政令で定める使用人に係る住民票、登記されていないことの証明書
- 大口株主が法人である場合は、当該法人の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

※ただし、先行許可証の申請時に提出した住民票、登記されていないことの証明書、大口株主が法人である場合は当該法人の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）のコピーを添付してください。また、先行許可証申請時から役員等に変更がある場合は、当該事項を届け出た変更届、その際に添付した住民票等のコピーも添付してください。

★新たに法人を設立（事業を開始）した等の理由により直前 3 年間分の財務関係書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書、個別注記表、確定（修正）申告書、納税証明書）が提出できない場合は、その旨を記載した申立書（任意様式）及び収支計画書（次項に参考様式を掲載）を提出してください。

収支計画書

(単位：千円)

	00年00月00日 ～ 00年00月00日	00年00月00日 ～ 00年00月00日	00年00月00日 ～ 00年00月00日	00年00月00日 ～ 00年00月00日	00年00月00日 ～ 00年00月00日
売上高					
売上原価					
販売費・一般管理費					
営業利益(損失)					
営業外利益					
営業外損失					
経常利益					
前期繰越利益剰余金					
当期利益(損失)					
当期繰越利益剰余金					

営業計画書

屋号又は商号
代表者役職 氏名

印

★その他、申請に関しご不明な点は下記まで問い合わせください。

名 称	西彼保健所
管 轄 区 域	西海市、長与町、時津町
住 所	〒852-8061 長崎県長崎市滑石1-9-5
電 話 番 号	095-856-5022
名 称	県央保健所
管 轄 区 域	諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
住 所	〒854-0081 長崎県諫早市栄田町26-49
電 話 番 号	0957-26-3305
名 称	県南保健所
管 轄 区 域	島原市、雲仙市、南島原市
住 所	〒855-0043 長崎県島原市新田町347-9
電 話 番 号	0957-62-3288
名 称	県北保健所
管 轄 区 域	平戸市、松浦市、佐々町
住 所	〒859-4807 長崎県平戸市田平町里免1126-1
電 話 番 号	0950-57-3933
名 称	五島保健所
管 轄 区 域	五島市
住 所	〒853-0007 長崎県五島市福江町7-2
電 話 番 号	0959-72-3125
名 称	上五島保健所
管 轄 区 域	小値賀町、新上五島町
住 所	〒857-4211 長崎県南松浦郡新上五島町有川郷2254-17
電 話 番 号	0959-42-1121
名 称	杵岐保健所
管 轄 区 域	杵岐市
住 所	〒811-5133 長崎県杵岐市郷ノ浦町本村触620-5
電 話 番 号	0920-47-0260
名 称	対馬保健所
管 轄 区 域	対馬市
住 所	〒817-8570 長崎県対馬市厳原町宮谷224
電 話 番 号	0920-52-0166
名 称	廃棄物対策課
管 轄 区 域	長崎市、佐世保市、県外
住 所	〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1
電 話 番 号	095-895-2375

※申請者の所在地ごとの管轄区域です。複数の管轄区域に事務所・事業場がある場合や県外事業者であって長崎県内に積替え保管場所を有する場合は申請先がこととなりますので事前に確認してください。